

◎新潟県訓令第11号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動後別表細目号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下「移動別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 治山課		別表第4（第6条関係） （略） 農林水産部 （略） 治山課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1)～(11) (略)	(1)～(12) (略)	(1)～(11) (略)	(1)～(12) (略)
<u>(12) 新潟県水源地域の保全に関する条例（平成25年新潟県条例第49号）第9条第1項の規定により、基本指針を定めること。</u>	<u>(12)の2 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、水源地域の案を縦覧に供すること。</u>		
<u>(13) 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第2項の規定により、水源地域を指定すること。</u>	(13)～(22) (略)		(13)～(22) (略)
<u>(14) 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。</u>			
<u>(15) 新潟県水源地域の保全に関する条例第9条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、意見書を提出した者の意見を聴取すること。</u>			

- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)～(3) (略)
- (4) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	<p>(1) <u>生活保護法第24条第3項</u>の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。</p> <p><u>(1)の2 生活保護法第24条第8項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。</u></p> <p>(2)～(5)の2 (略)</p> <p>(6) <u>生活保護法第28条第1項</u>の規定により、<u>要保護者の資産状況等について報告を求め、若しくは当該職員をして立入調査させ、又は検診を受けるべきことを命ずること。</u></p> <p><u>(6)の2 生活保護法第28条第2項の規定により、要保護者の扶養義務者等に対して報告を求めること。</u></p> <p>(7) <u>生活保護法第28条第5項</u>の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。</p> <p>(7)の2・(8) (略)</p> <p><u>(8)の2 生活保護法第55条の4第1項の規定により、就労自立給付金を支給すること。</u></p> <p><u>(8)の3 生活保護法第55条の5の規定により、被保護者等に報告を求めること。</u></p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>生活保護法第78条第1項</u>の規定により、<u>保護費の費用の額等を徴収すること。</u></p> <p><u>(15)の2 生活保護法第78条第2項の規定により、返還させるべき額等を徴収すること。</u></p> <p><u>(15)の3 生活保護法第78条第3</u></p>

- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1)～(3) (略)
- (4) 地域機関 (地域振興局を除く。)の次長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新津地域福祉事務所津川地区センター長	<p>(1) <u>生活保護法第24条</u>の規定による保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、これを通知すること。</p> <p>(2)～(5)の2 (略)</p> <p>(6) <u>生活保護法第28条第1項</u>の規定により、<u>要保護者の資産状況等を当該吏員をして調査させ、又は検診を受けるべきことを命ずること。</u></p> <p>(7) <u>生活保護法第28条第4項</u>の規定による申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすること。</p> <p>(7)の2・(8) (略)</p> <p>(9)～(14) (略)</p> <p>(15) <u>生活保護法第78条</u>の規定により、<u>保護費の費用の全部又は一部</u>を徴収すること。</p>

	<u>項の規定により、就労自立給付 金費の費用の額等を徴収するこ と。</u> (16)～(22) (略)		(16)～(22) (略)
(略)	(略)		